

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

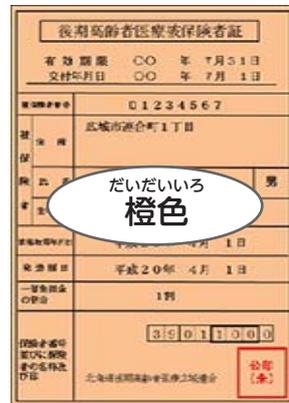
■保険証が新しくなります

現在、皆さんが使用している保険証(被保険者証)の有効期限が令和元年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証を使用してください。有効期限を過ぎた保険証については、ご自身で処分するか、町民課保険医療係に返却してください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日までです
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課保険医療係まで申し出てください

新しい後期高齢者医療被保険者証



■減額認定証も新しくなります

現在、皆さんが使用している減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証)も有効期限が令和元年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

新しい減額認定証の有効期限は、保険証と同じく令和2年7月31日までです。

引き続き交付対象に該当する人は、7月中旬に新しい減額認定証を郵送しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証を使用してください。新たに必要となる人は、下記の交付要件に該当することを確認の上、町民課保険医療係へ申請してください。なお、有効期限を過ぎた減額認定証については、ご自身で処分するか、町民課保険医療係に返却してください。

- 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象は、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する人です

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の人(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の人) ・老齢福祉年金を受給している人
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人

- 限度額適用認定証の交付対象は、次の現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する人です

現役並みⅠ	3割負担の人のうち、住民税の課税所得が380万円未満の被保険者の人、または、その人と同一世帯にいる被保険者の人
現役並みⅡ	3割負担の人のうち、住民税の課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者の人、または、その人と同一世帯にいる被保険者の人

新しい減額認定証



【問い合わせ】

○町民課保険医療係
☎52-3131

○北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601